平成２３年（フ）第４２号
愛媛県松山市枝松２丁目１番41号　ハープ・スクウェアー302号
債務者　矢野　祥史
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第４３号
愛媛県松山市枝松２丁目１番41号　ハープ・スクウェアー302号
債務者　矢野　佳美
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第５号
愛媛県四国中央市中之庄町883番地１
債務者　中野内一夫
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第８３１号
高知市仲田町13番25号　岡本マンション102号
債務者　坂出　　操
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９５５号
高知市福井町668番地８　倫山荘１Ｆ南
債務者　門田　千鶴
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９９号
高知県香南市香我美町岸本725番地
債務者　野島　惠子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０１号
高知県香南市野市町東野1912番地１
債務者　清藤　麻子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１１号
高知市塩屋崎町２丁目10番20号
債務者　下田　清人
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１３号
高知市神田1712番地　ロジェマンⅡ101
債務者　筒井　隆文
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１６号
高知県香南市野市町東佐古360番地83
債務者　廣井　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１９号
高知市神田1980番地２
債務者　津野　　純
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２２号
高知県香美市土佐山田町楠目935番地　フローラル・アベニュー弐番館202号室
債務者　中村　理香
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２６号
高知市大川筋１丁目７番29号　リヴィエラ大川筋203
債務者　玉井　里枝
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６３号
福岡県小郡市小郡1397番地１
債務者　岩崎　泰子（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６４号
福岡県三井郡大刀洗町大字上高橋1652番地１上高橋団地１
債務者　小川　照代
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３号
長崎県壱岐市石田町本村触71番地
債務者　江田エツ子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２３年（フ）第４号
長崎県壱岐市郷ノ浦町片原触1526番地
債務者　平田　親広
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２３年（フ）第２９号
鹿児島県大島郡天城町大字松原1387番地２
債務者　政　　弘子（旧姓盛永）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部